

写

新労発基 0703 第 3 号
令和 6 年 7 月 3 日

新潟地方最低賃金審議会長

長 谷 川 雪 子 殿

新潟労働局長 千葉 茂雄



新潟県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和 55 年新潟労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）」に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。